

中山間地域等一覧

中山間地域等						
特別地域加算対象地域 (以下地域に所在する事業所は、15%加算)			特別地域加算対象地域以外の中山間地域等 (以下地域に所在する小規模事業所は、10%加算)			
(合併前市町村名)	(旧市町村名)	指定法令	(合併前市町村名)	(旧市町村名)	(地区名)	指定法令
広瀬町	比田村 山佐村 布部村 飯梨村	○山村振興法第7条第1項	広瀬町	広瀬町		○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項
伯太町	井尻村 赤屋村		伯太町	母里村 安田村		
<div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; font-weight: bold; margin-right: 10px;">安来市</div> <div style="font-size: 2em; opacity: 0.5;">従来どおり</div>			(辺地・別掲)		西谷 西の谷奥 宇波 奥田原 東比田 本郷 奥之谷 矢原 仲村 オケ原 上十年畑	○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項

新

※事業所の通常の事業実施地域を越えて上記地域に居住する者へサービスを提供した場合は、さらに5%加算